

第 3 章

イランの銀行制度とイスラーム金融

鈴木 均

要約：

本章では 1979 年の革命後に全面的にイスラーム化（無利子銀行化）したとされるイランの銀行制度についてイスラーム化がどの程度進展しているのか、また 1990 年代以降のグローバル化の進展に伴う新たなイスラーム金融の拡大に、イランの銀行制度はどのような対応をしようとしているのかを考察する。

まず第 1 節では英国利権による銀行制度の導入に始まったイランの近代的な金融システムが、国家的な制度として次第に発展を遂げつつも 1979 年の革命で欧米進出の手先として標的になり、その後国有化と再編統合によって大きく変質するまでを扱う。

次に第 2 節では現在イランの銀行業務を規定している 4 つの法律についてその内容を検討し、特にイスラーム化の中心である無利子銀行法について、その実施状況がどの程度であるのかを限られた資料から推察する。

最後に第 3 節ではハータミー改革期以降の銀行の自由化・民営化の流れのなかで、現在のイランではイスラーム金融の導入への関心は全体として高まっていないことを確認し、またその理由・背景について考察する。そのような中で、近年イランの地方社会においてマイクロファイナンスに近い機能を担っているガルズ・アル・ハサネの動向は、特に注目に値するといえよう。

キーワード：

イラン革命、無利子銀行法、自由化・民営化、ガルズ・アル・ハサネ

はじめに

近年におけるイスラーム法（シャリーア）に準じた新たな金融手法への注目と金融商品の開発、取引量の急拡大に対応して、イランの「イスラーム金融」に対する実践的な関心も高まっている¹。イランは 1979 年の革命以来、1980 年代初頭に国策として金融制度のイスラーム化に先駆的に取り組んだ国のひとつとして知られている²。革命後 30 年目を迎えた現在でもイランのイスラーム金融制度は「名目的に」維持されているとされる。またイランはサウジアラビアに次ぐ世界第二位の原油埋蔵量を持つ産油国であり、その石油収入の規模の大きさからイランの金融資金力は潜在的に無視できないものとなっている。

だが 1990 年代以降のイスラーム金融をめぐる新たな動きは、これまで主に湾岸アラブ諸国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バハレーンなど）や東南アジア諸国（マレーシア、インドネシア）、シンガポール、香港、ロンドンなどが中心であり、1980 年代にイスラーム金融制度を採用した国々はそのような動きの先行例として参照されることはあっても新たな動きが特に注目されてはこなかった。

本章ではこうした現状を踏まえたうえで敢えてイランの「イスラーム金融制度」に焦点を当て、1990 年代のイスラーム金融の国際的な動向が果たしてイラン国内の金融界にも何らかの変化をもたらしているのか、またそもそもイラン国内でどのような議論が行われているのかを現地資料を元に検討しようとするものである。

これまでイランの金融取引の実態についてほとんど検討がなされてこなかった背景には、革命後のイランの金融制度について情報の公開が進んでおらず、金融取引の具体的な検証が現状において極めて困難であるという事情がある。したがって本章での議論においてもイランの金融制度の歴史的・概括的な叙述が多くを占めざるを得ないことを予めお断りしておく。

本章は以下の 3 節から構成されている。まず第 1 節においてはイランの金融制度においてその中心を占めている銀行制度の近代史を概観し、その中で 1979 年の革命時までの経緯を検討する。第 2 節では革命直後の「銀行国有化法」から 1983 年に施行された「無利子銀行法」までの 3 つの法律の内容を紹介し、これらの法律が実際にはどのように定着したか、またしなかったのかを考察する。第 3 節ではイスラーム金融の世界的な拡大がイラン国内の金融にとって現在どのような意味を持っているのかを検討していく。

第1節 近代的金融制度の成立からイスラーム革命まで

イランの銀行制度は19世紀末のロイター利権に基づく英国資本のペルシャ帝国銀行設立（1889年）を嚆矢とする（Jones[1986], 水田[2003]）。その後イランでは西欧的な立憲主義を導入しようとした1906年の立憲革命を経て前近代的なガージャール朝期から近代化を推進するパフラヴィー朝時代になり、レザー・シャーの指導の下で1928年に商業銀行と中央銀行の機能を併せ持つメッリー銀行が設立されている。メッリー銀行はペルシャ帝国銀行から銀行券の独占的発行権を買い取って1930年5月以降さらに中央銀行的な機能を担った。第二次大戦を経てモハンマド・レザー・シャーの時代になると、1960年に中央銀行（バンケ・マルカズイー）が別に新たに創設され、1972年には

表1 イラン銀行史関係年表

イラン銀行関係	イラン史	国際経済
1889 ペルシャ帝国銀行設立		
	1906 立憲革命	
1928 バンケ・メッリー設立		
	1952 石油国有化	
1960 中央銀行設立		
1972.7 金融・銀行法		1973 オイル・ショック
	1979.2.11 イスラーム革命	
	1979.4 新憲法採択	
1979.6 銀行国有化		
1979.12 国有化銀行の統合	1980.9 イラン・イラク戦争勃発	
1983.8 無利子銀行法		
	1988.9 戦争終結	1991.12 ソ連邦体制崩壊
1999 民間銀行自由化		
		2001.9.11 米国同時多発テロ勃発
		2007.8.1～17 サブプライム問題勃発
2007.12.15 イラン初の無利子銀行として Mehr 銀行設立		2008.9.15 リーマン・ブラザーズ破産

（出典）筆者作成。

「金融・銀行法」によってその機能が拡充・強化される³。メッリー銀行はその後モイラン最大規模の民間銀行として活動を継続していくことになる。

イランにおける銀行制度の定着はこのように 19 世紀末の英国資本の導入から始まり、近代化の過程で西欧的な銀行システムを移植することによって本格化した。だがこの西欧資本による銀行システムは 20 世紀前半においてイランの石油収入を英米に移送し続けるシステムの中核をなしており、この状況は 1952 年のモサッデクの石油国有化運動以後も続いた。なおこの時期にもユダヤ人商人等が担った小規模の両替商（サラーフイー）による海外送金等の業務は駆逐されることなく並存し、また他方地方農村部における小口の融資は、村の小規模商店などが伝統的に行っていたであろうが、これは極めて少額の金額を扱ったものであり、しかもインフォーマルな性格のものであったに違いない。

1970 年代初頭にオイル・ブームを迎えた時期のイランの銀行制度は、すでに西欧的なシステムがしっかりと定着していたことは、この時期に日伊合併の日本イラン国際銀行（Jir Bank）に東京銀行から派遣され、副頭取として 6 年半滞在して革命後の同行の終焉を見届けた上田昌良氏も夙に証言している。

ジル・バンクは 1959 年に設立され、東京銀行はじめ日本側が全体の 32.9% の株を保有し、イラン側はラジュヴァルディー族がほぼ同じ比率の株を保有する合併銀行であった。革命前の段階で現地行員は約 1,000 名、支店数 56、イランの商業銀行約 25 行中で 5～6 位の規模を争う中堅銀行に成長していたという（上田[1983: 7-8]）。

だがこの時代までにイランの銀行制度が国民の経済生活に身近なものとして浸透していたとは言い難く、またそれだけに 1978 年の初頭から始まったイラン革命の動乱の中で、テヘランほか主要都市における銀行の支店が「西欧帝国主義の先兵」として暴徒の襲撃の対象となったことは指摘しておいてよい。その予兆として 1977 年にはイラン東部のマシュハドのバンケ・サーデラートで取り付け騒ぎが起こっている⁴。「反国王運動の進展につれて、すべての銀行は国王と一部財閥のみに奉仕し、国の富を浪費したとして、革命派の無差別攻撃を受けることになる。そのきっかけがマシハド^{ママ}のこの取り付け騒ぎであった。」（上田[1983: 168]）

1978 年 9 月 8 日に戒厳令が敷かれて「黒い金曜日」事件が勃発すると、官公庁から始まったストライキは中央銀行やすべての官公庁に及び、10 月の半ばころジル・バンクも数日間のストライキに突入した。上田氏によれば、その後「11 月 5 日の日曜日に起こったテヘランの暴動は、私にとって生涯忘れ得ぬショッキングな事件であった。…（中略）…この日の襲撃の対象は、銀行、ホテル、レストラン、映画館、酒屋、外資系企業、エア・フランスを除く航空会社等であった。」（上田[1983: 184]）

12 月 9 日・10 日のタースーアー・アーシューラー⁵の大打進後、12 月半ばになると銀行機能はほとんど停止した。中央銀行が 12 月 25 日から無期限ストライキに入り、紙

幣もないので各銀行は自動的に閉鎖となった。1月16日にシャーがエジプトに向けて国外脱出し、革命の成就是目前に迫った。

1979年2月11日にイスラーム革命は成就し、3月初めころになると銀行機能も回復を見せ始めた。この時期あらゆる政府機関や私企業に革命委員会(コミテ)が組織され、銀行も例外ではなかった。3月初めには12年間OECDのイラン代表を務めた経済博士のモウラヴィーがバーザルガーン首相の下で中央銀行総裁に就任し、ナジーがNIOC(国営石油会社)総裁となって経済の立て直しに当たった。3月には石油輸出も再開された。

イラン革命政府は同年6月8日に国内銀行の国有化を突如発表し⁶、同月25日には保険会社の国有化を発表。7月5日には鉄鋼、自動車など基幹産業等を国有化している。8月に入るとホメイニーの指導の下にイスラーム法の遵守を明記した革命憲法⁷の最終草案が発表された。その後10月末のアメリカ大使館占拠事件を契機として対外関係が急速に悪化する中、バーザルガーン首相の退陣、イランの在米資産凍結などがあり、12月に銀行国有化の具体的方針としてようやく30余⁸あった銀行の統合を発表している。これによってイランの銀行制度は中央銀行以下主に産業分野別の6~7行の体制となり、基本的に現在にまで至るわけである。

表2 1979年12月の国有化銀行の統合

(ア) 存続 The Central Bank of Iran Bank Melli Iran Bank Saderat Iran¹ Bank Sepah Bank Refah-e Kargaran	(イ) 統合 Bank Tejarat への統合 1. The Irano British Bank* 2. Bank-e E`tebarat-e Iran* 3. The Bank of Iran and the Middle East* 4. Mercantile Bank of Iran and Holland* 5. Bank Bazargani-ye Iran 6. Bank Iranshahr⁺ 7. Bank Sanaye Iran 8. Bank Shahriyar 9. Iranians Bank*
--	--

- | |
|---|
| 10. Bank Kar |
| 11. The International Bank of Iran and Japan* |
| Bank Mellat-e Iran への統合 |
| 1. Bank of Tehran* |
| 2. Bank Dariush* |
| 3. Bank Pars |
| 4. Distributor's Cooperative Credit Bank |
| 5. Iran Arab Bank* |
| 6. International Bank of Iran* |
| 7. Bank Omran ⁺ |
| 8. Bank Bime Iran |
| 9. Foreign Trade Bank of Iran* |
| Industrial and Mining Bank への統合 |
| 10. Industrial, Mining and Development Bank of Iran |
| 11. Industrial Credit Bank |
| 12. Industrial Guarantee Trust and Mining Trust |
| 13. Development and Industrial Bank of Iran |

* 印は外資系銀行、+ 印は革命前にパフラヴィー財団の株保有率が 30 パーセントを超えていた銀行である。

注 1 . Bank Saderat Iran は Provincial Bank に行名を変更する予定であったが、結局変更されずに現在まで至っている。

(出典) 上田[2000: 173]、Graham[1979: 255]より筆者作成。

第 2 節 無利子銀行法と「イスラーム化」

以上のように革命イランにおけるイスラーム金融制度の導入は、その前段階に国内全銀行の国有化と統合再編、旧体制下の頭取の一新などが行われていた。そしてその前提の上に 1983 年になって無利子銀行法が施行され⁹、イランの銀行は利子（リバー）¹⁰を取ることが法的に禁止されたのである。

現在イランの銀行業務を基本的に規定しているのは表 3 に挙げた 4 つの法律であるが、これらに加えて政府および中央銀行からの規定や指導が日常的に銀行業務の基準となっていることは言うまでもない。しかしここではイランにおけるイスラーム銀行制度の基礎的な理解のために、表 3 のうち革命後の銀行関係法の内容を確認しておくに止める。

表 3 イランの銀行業務を規定している法律

法律名	可決時
1 . 通貨・銀行法	1972 年 7 月
2 . 銀行国有法	1979 年 6 月
3 . 銀行管理法案	1979 年 10 月
4 . 無利子銀行法	1983 年 9 月

(出典) Hasanzade[2008: 12]より作成。

まず 1972 年 7 月に可決された通貨・銀行法 (Qanun-e puli va banki-ye keshvar) に関しては、3 部構成で 45 条からなる長大なものである。第 1 部は「通貨」と題されており、第 1 条において「イランの通貨単位はリヤルである。1 リヤルは 100 ディーナールに相当する[ディナールは通貨単位として現在使用されていない]」と規定している。第 2 部は「イラン中央銀行」についての規定であり、冒頭の第 10 条で「イラン中央銀行は国家の経済政策に基づいて通貨金融政策の策定および実施を行なう」としている。この第 2 部がこの法律のなかで最も長い。第 3 部は「銀行業務」を扱っており、4 章構成で 15 条にわたりイランの商業銀行の基本的な部分を規定している。全体として中央銀行を中核とした銀行および金融システムの近代化・秩序化を指向したものといえるであろう。

次に 1979 年 6 月に可決された銀行国有化法 (Qanun-e melli shodan-e bankha) であるが、これは 2 条のみからなる短い法律であり、第 1 条において「国民の権利・資産の保護と生産活動の再開、人々の預金・貯蓄の保障のために、以下の条件を鑑み、イスラーム法の支配を考慮しつつ、この法律の可決した時点からすべての銀行は国有化 (melli) されることとし、国家は速やかに取締役を任命しなければならない (以下略) 」とし、第 2 条では任命された取締役のみが法的に経営権を持つことを宣している。この簡単な条文によってイラン国内の銀行はすべて革命政府の下に国有化されることとなった。

続いて 1979 年 10 月に可決された銀行管理法案 (Layeh-e qanuni-ye edare-ye omur-e bankha) は、銀行国有化法の実施を受けて政府による銀行管理の具体的なシステムを以下のように規定している。銀行総評議会、銀行委員会、各銀行の役員会、専務取締役、司法監査役、銀行のグループ化。

これらの管理システムが実際にどの程度機能したかの問題は別にして、1979 年 10 月以降においては第 1 章で述べたような銀行の統合が断行され、近年に至るまでの分野別の国有銀行体制がこの時点で形成されている。

なお最近 (2004 年段階) におけるイランの主要な国有銀行を取引き規模順に列举すれば以下のとおりである。

1. メッリー銀行
2. メッラト銀行
3. サーデラート銀行（輸出銀行）
4. テジャーラト銀行（商業銀行）
5. セパー銀行（革命防衛隊系）
6. ケシャーヴァルズィー銀行（農業銀行）
7. マスキャン銀行（建築銀行）

最後に 1983 年 9 月になって可決された無利子銀行法（Qanun-e `amaliyat-e banki bedun-e reba (bahre)）であるが、この法律は革命直後の上記 2 法とは異なって 5 部 27 条からなる比較的長大なものである。但しその全文は Iqbal and Mirakhor[1987]によって既に英訳紹介されており、これに関係して翌 1984 年 3 月までに可決された 4 つの規則の英訳も付されている。また武藤[1988: 30-36]によってこれらの概要を日本語で読むこともできるため、内容の検討は比較的容易である。そこでここでは同法律に関してはその構成と特徴を中心に簡単に紹介する。

無利子銀行法は以下の 5 部によって構成されている。

- 第1部 イラン・イスラーム共和国における銀行システムの義務と目的
- 第2部 金融リソースの流動化
- 第3部 銀行の諸機能
- 第4部 イラン中央銀行と金融政策
- 第5部 雑則

第 1 部ではイランの銀行システムの目的の筆頭に「イスラーム法に照らした公正な金融・信用システムの創設」が謳われており、それを受けて第 2 部では銀行が「当座および貯蓄の無利子（ガルズ・アル・ハサネ）預金、期間内投資預金」を受付けることができるとしている。第 3 部では銀行が国家開発・流通・住宅建設・農工業生産の各分野で融資活動が認められることを明記し、第 4 部ではイラン中央銀行が金融政策上のツールとして「各銀行の共同投資事業およびモザーレベ（mozarebe: 投資委託契約）に関わる利益率の上限と下限を各分野ごとに設定する」権限などを有するとしている。

イラン中央銀行付属研究所の Dr.ハサンザーデは、最近の論考の中で現在イランの銀行システムが直面している危機の要因は「銀行の国有化、無利子銀行制の「2 つに大別される」と述べている（Hasanzade[2008: 1]）。これは別言すれば、革命直後のイラン政府の政策が 30 年を経過した現在でもイランの銀行制度を（マイナスの意味で）大きく規定しているという認識に他ならない。

ハサンザーデはイランの銀行が現在抱えているこれら 2 つの危機について詳述し、その問題点として 監督組織の煩雑さ、 取締り権限の制限、 外部規制の多さ、 人員組織上の問題を挙げ、一貫した銀行法の整備と政府から独立した経済合理的な金融政策、各銀行の経営の独立性の担保が不可欠であると論じている。

また現在イランで恐らく唯一のイスラーム経済の雑誌である『イスラーム経済』はその第 6 号 (2002 年夏) で「イランの銀行業はイスラーム的か？」と題する複数のイスラーム学者および経済学者へのアンケート (インタビュー) 記事を掲載している。最初に「銀行システムのイスラーム化の要件とは何か」などの基本的質問を行った後、同誌は「無利子銀行法はイスラーム銀行の目標をどの程度実現したか」と質問した。Dr.ヘダーヤティーはこれに対して「残念ながら我が国の経験では、既述[省略]のいかなる点についても顕著な前進は観察されない」と答えている。(Tutunchiyan et al[2002: 17])

さらに同誌が「銀行システムのイスラーム化への基本的な障害と取るべき道は何だと考えますか」と質問したのに対し、Dr.トゥートゥーンチャーンは「最大の障害は銀行システムの最高責任者でありその協力者であり、また各銀行の責任者である。彼らはこの法律[無利子銀行法]への信念も持たず理解もせず、法を実施する勇気もないのである」と答えた。(Tutunchiyan et al[2002: 22])

これらの議論はすべて言外にイランの銀行システムがほとんどイスラーム化を達成していないという実態を前提としている。だが他方で「イランの銀行は全てイスラーム銀行である」という言説自体は現在の体制が存続する限り生き残っているのも事実であり、これがイランの銀行制度に対する理解の混乱を拒む要因となっている。こうした状況にあるイラン国内のイスラーム経済についての「理論的考察」を、イランの外部世界におけるイスラーム金融の議論と接合することについてはやはり慎重に考えるべきであろう。

第 3 節 イラン銀行業の現状と展望

現在のイランでは、1999 年に施行された法律に基づいて改革派のハータミー政権末期には銀行経営の自由化・民営化の流れが生まれた。この時期にペルシャ銀行、エクテサーデ・ノヴィーン銀行、サルマーイエ銀行、サーマーン銀行など 6 行の民間銀行が新設され、現在ではこれらの新興銀行がテヘラン市内に多数の支店を開いている¹¹。さらに近年ドイツとの合併のイラン・ヨーロッパ商業銀行も開設されており、イランの銀行界も新たな時代を迎えているように見える。

またイランの為替レートは革命前においては 1 米ドル = 70 リヤルで安定していたのが革命後リヤルの価値が暴落し、公定レートと実質レートの間での格差が数十倍にまで

開いていた時期もある。これをイラン・イラク戦争後の 1993 年頃から次第に接近させ、2002 年以降は公定レートと実質レートの差はほぼ解消している。この流れを受けてこの 1~2 年はテヘラン市内の両替商の一部を中央銀行が公認しており、かつての「闇レート」という言い方はほぼ死語になったと言ってよい状況である。

だがこうした動きもアフマディネジャード大統領登場後の 2006 年以降の米国の制裁措置により、その国際的な取引は現在まで大きな制約を抱えている。米国はイランの核兵器開発疑惑および国際テロ組織への関与を理由として先ず 2006 年 9 月に米銀とサードラート銀行との取引を禁じ、2007 年 1 月にはセパー銀行も取引禁止の対象とした。その後現在ではイランのすべての銀行を制裁対象として国際取引に制限を加えている。また EU も 2008 年 6-7 月からメッリー銀行との取引を禁じている。

このようなイランの金融界の大まかな流れの中に、2000 年前後からの世界的なイスラーム金融の動きはどのように及んでいるのだろうか。筆者は 2008 年秋にイラン中央銀行付属研究所、テヘラン大学経済学部、三菱東京 UFJ 銀行のテヘラン支店等を訪問して意見聴取を行ったが、イランの銀行制度において「新しい(ネオ)」イスラーム金融が将来的に大きな存在となってくることは到底考えられないというのが現在の時点での感触である。

事実、革命主義者のアフマディネジャード大統領が就任後一貫して主張する「国民のための貸付金利の低利化」にしても、現在までのところこれを単に大統領が議論するだけで銀行業界から総スカンを喰らっているという状況である。銀行制度自体の「イスラーム化」など議論を始める土壌すら存在していないと言うべきであろう。

その理由としては幾つか指摘できるが、最大のものは第 1 節で述べたようなイランの銀行制度に固有の歴史的な経緯である。イランでは 1979 年の革命直後に全ての銀行を国有化し、1983 年には無利子銀行法によって「イスラーム銀行化」を断行したが、その後の紆余曲折の中で銀行のイスラーム化は実質的に実を結ばなかったと考えられるのである。これは逆に言えばイランの銀行制度を支える西欧的なテクノクラートの支配の継続ということであり、事実イランの銀行において「シャリーア・ボード」のような個別的な審査機関は存在していないのである。

またテヘラン大学のような教育機関においても主流となっているのは西欧的な金融理論の輸入・紹介であり、こうした教育を受けた人材が銀行界を支えていることを考えれば、イスラーム銀行を考察している少数のグループがあってもその影響力はほとんど及びようがないであろう。

イランの銀行制度において、イスラーム銀行の議論は一般的には「旧来のテクノクラート側の勝利という形で」革命後にすでに決着のついた問題」として捉えられており、2000 年前後から国際金融の中で登場してきているイスラーム金融の潮流にイランが積極的にかかわっていく予兆は全く見出し難いというのが実際である。現在イランの金融

界が抱えている問題は上述のように対米関係などもっと別のところに存在しているであり、また将来こうした外的要因がなくなった場合には、むしろイスラーム銀行化していないことが大きなメリットとして意識されることも予想されるのである。

ただしこれにも若干の例外はあるようである。それは地方農村部の小規模の無利子融資機関であるガルズ・アル・ハサネの存在である。これは前述のハサンザーデによればマイクロ・ファイナンスのような存在であり、彼自身すでに幾つかの論文を書いているとのことである。また『イスラーム経済』にもガルズ・アル・ハサネ関係の論文は比較的多数掲載されている¹²。また最近一部の報道で「イラン最初の無利子銀行」として紹介されたメフル銀行も、このガルズ・アル・ハサネであるということである。

アラブマーザールとケイゴバーディーは「イランの銀行体制におけるガルズ・アル・ハサネの位置づけ」において、無利子銀行法が可決した 1983 年以降の長期的な統計上の事実として、ガルズ・アル・ハサネの預金全体に占める割合が当初の 25% から 9% 代に低落してきているとする（`Arabmazar & Keiqobadi[2006]）。だがこの論文の「表 1」（22 頁）で提示されている表 1 の数字を検討すると、ガルズ・アル・ハサネの割合が 25% に達していたのは最初の年だけであり、翌年からは 13%、11% と減少を続け、1996 年には 5% 代にまで下降しているのである。その後は割合が次第に回復して 1999 年以降は 9% 代を維持するようになっており、アラブマーザールらの要約はいささか強引ではないかと思われる。

ガルズ・アル・ハサネの用語は 1983 年の「無利子銀行法」においてはイスラーム法に適合した無利子の預金契約として頻出しており、さらに「銀行の諸機能の許可に関する規則」（1984 年 1 月 4 日可決）の第 15 条ではガルズ・アル・ハサネを「一方がその所有物の一部を他方に貸与する契約であり、その場合貸借者は貸与者に対して同一物かまたは同価値の貨幣により返却しなければならない」と定義している。

だがガルズ・アル・ハサネはその後こうした広義の意味ではなく、地方農村部における低利の融資機関として 1990 年代以降イラン国内で広く展開しており、その活動は現在ではバングラデシュのグラマン銀行などで注目を集めたマイクロファイナンスのイラン版として意識されるようになってきているのである。

イラン農村部におけるガルズ・アル・ハサネの近年の展開は、世界的なイスラーム金融の拡大という構図の中では局所的なごく一部の動きであるに過ぎないが、イランの金融・銀行界の他の分野ではイスラーム化への目立った動きが見られない中で、その動向には一定の関心をもって注目していく必要があると思われる。

おわりに

以上みてきたようにイランの銀行制度をめぐるのは、1979年の革命以来、利子（リバーないしバハレ）を否定する「イスラーム銀行制度」の導入を軸にそれなりに議論と実践が重ねられてきた。だがそれだけに30年間の歴史をもつイランの「イスラーム金融」が、外部の世界における1990年代以来のイスラーム金融の急拡大¹³に対応して中東イスラーム世界の金融ネットワークの中で新たな国際的展開を見せる可能性は、残念ながら現状において極めて少ないのではないだろうか。

その事はまた逆に、現在までのイスラーム金融の拡大が「旧来の」（コンベンショナルな）西欧的金融システムの内部的な補完物に過ぎず、金融システムの全体に新たなパラダイムをもたらすものではないのではないかという根本的な疑問を我々に投げ掛けているようにも思われる。その意味では2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻に端を発する世界的な不況の中で、イスラーム金融が明確なオルターナティブを提示できるかどうかはその真価を測るための試金石でもあるだろう。

(注)

¹ ロンドンのIFSLの2008年1月付のインターネット情報[www.ifsl.org.uk/research]によれば、イランはイスラーム金融取引の第1位国となっている（表1および表2）。

² 1980年代に国策としてイスラーム金融制度を導入した国としては、他にパキスタンとスーダンが挙げられる。

³ 公定利率の決定権もこの法律で中央銀行に与えられた。

⁴ この取り付け騒ぎの直接のきっかけは、マシュハドのモスクの金曜礼拝であるルーハーニーが「バンク・サデーラートの株主の中にバハーイー教徒のヤズダーニー氏がいる」と発言したことであった。（上田[1983: 166]）

⁵ タースーアー・アーシューラーは第3代イマーム・フサインの殉教を悼む服喪行事であり、シーア派信仰の最大の行事としてイスラーム太陰暦に従って毎年行われている。

⁶ 銀行国有化の理由としては、イスラームの教義に則った銀行経営を指向する、国民の権利と資産の保障、1978年11月5日の大襲撃と引き続く混乱によって業務内容が急激に悪化した一部下位銀行の救済、などが考えられるという。（上田[1983: 230]）

⁷ 1979年12月に国民投票で承認されたイラン・イスラーム共和国憲法の第4章は以下のように規定している。「すべて民事、刑事、財務、経済、行政、文化、軍事、政治その他に関わる法律および規則は、イスラームの基準に基づくものとする。この原則は、憲法以下の法律および規則のあらゆる原則の適用や一般化に優先する。上記に関する判断は、憲法擁護評議会の宗教法学者がこれの責任を負う。」ここで言及している憲法擁護評議会（shoura-ye negahban）については同憲法の第91条から第99条が規定している。

⁸ Yeganeh[1989: 697]は36行としている。

⁹ Iqbal and Mirakhor[1987: 31-59]において同法および関連規定の英訳が掲載されている。

¹⁰ 「利子」ないし「高利」はペルシャ語ではrebaないしbahreである。

¹¹ 2009年2月の段階でBankscopeに掲載されているイランの銀行は16行である。

¹² 筆者が確認できたのは参考文献リストに掲げた7本であるが、筆者がテヘランで購入した同誌は欠号があるため、これが全てではない可能性もある。

13 吉田はその背景を以下のようにまとめている。「イスラム金融の成長には、ここ数年の原油高が大きく寄与した点はあるものの、それだけにとどまらず、イスラム回帰の動きや商品開発努力の継続など、背景に構造的な拡大要因があったと整理することができる。」(吉田[2007: 29])

[参考文献]

< 日本語文献 >

1. 上田昌良『イラン回想記——イラン革命とジル・バンクの終焉』(東京銀行国際業務部・中近東部、1983年)。
2. ——『流水の如く五十年』(日経事業出版社、1984年)。
3. ——「ジル・バンクとイラン革命の経験」、鈴木均編『イラン革命と日本人——日本人による革命記録』(中東調査会、2000年)。
4. [大野盛雄編]「イラン革命日誌」(東京大学東洋文化研究所大野研究室、1981年)。
5. 坂梨祥「イランとドバイ」『中東協力センターニュース』2008年8-9月、35-41頁。
6. 櫻井秀子『イスラーム金融』(新評論、2008年)。
7. 鈴木均編『イラン革命と日本人——日本人による革命記録』(中東調査会、2000年)。
8. 東銀史編集室『東京銀行史』[本編]・資料編(東銀リサーチインターナショナル、1997年)。
9. 前田匡史『詳解・イスラム金融』(亜紀書房、2008年)。
10. 水田正史『近代イラン金融史研究——利権／銀行／英露の角逐』(ミネルヴァ書房、2003年)。
11. ——「世界金融市場からみたイラク戦争」『環』第18号(2004年7月、212-219頁)。
12. 武藤幸治「経済のイスラム化を志向する国々」、石田進他『現状イスラム経済——中東ビジネスのために』(日本貿易振興会、1988年)。
13. 吉田悦章『イスラム金融入門』(東洋経済新報社、2007年)。

< 外国語文献 >

(A) ペルシャ語

1. Zahra `Abbasi and Seyyed Kazem Sadr, "Mohasebe-ye hazine-ye tashilat-e qarz al-hasane va moqayese-ye an ba sayer `oqud-e eslami," *Eqtesad-e Islami*, No.19, Autumn 2005, pp.13-43. [ザハラー・アッバースィー、セイエド・カーゼム・サドル「ガールズ・アル・ハサネ施設の支出計算および他のイスラーム契約との比較」『イスラーム経済』第19号(2005年秋、13-43頁)]

2. `Abbas `Arabmazar and Sa`id Keiqobadi, "Jaygah-e qarz al-hasane dar nezam-e banki-ye Iran," *Eqtesad-e Islami*, No.22, Summer 2006, pp.13-46. [アッバース・アラブマーザール、サイード・ケイゴバーディー「イランの銀行体制におけるガルズ・アル・ハサネの位置づけ」『イスラーム経済』第 22 号 (2006 年夏、13-46 頁)]
3. `Ali Asghar Hadavi-niya, "Ouraq-e qarz al-hasane," *Eqtesad-e Islami*, No.4, Winter 2002, pp.83-104. [アリー・アスガル・ハーダヴィーニヤー「ガルズ・アル・ハサネ証券」『イスラーム経済』第 4 号 (2002 年冬、83-104 頁)]
4. Majid Habibiyan Naqibi, "Qarz al-hasane, Negareshi-ye tafsiri-rava'i," *Eqtesad-e Islami*, No.16, Winter 2005, pp.11-34. [マジード・ハビービヤーン・ナギービー「ガルズ・アル・ハサネ、解釈的・叙述的見解」『イスラーム経済』第 16 号 (2005 年冬、11-34 頁)]
5. `Ali Hasanzade, `Ala-od-din Azoji and Saleh Qavidel, "Barrasi-ye asar-e e`tebara-te khord dar kahesh-e faqr va nabarabariha-ye daramad," *Eqtesad-e Islami*, No.21, Spring 2006, pp.45-69. [アリー・ハサンザーデ、アラーオッディーン・アゾージー、サーレフ・ガヴィーデル「貧困と収入格差の減少へのマイクロファイナンスの影響」『イスラーム経済』第 21 号 (2006 年春、45-69 頁)]
6. `Ali Hasanzade and Mahindokht Kazemi, "Sanduqha-ye qarz al-hasane: Arzyabi-ye karkard dar bazaar-e pul va e`tebar-e keshvar," *Eqtesad-e Islami*, No.16, Winter 2005, pp.57-75. [アリー・ハサンザーデ、マヒンドフト「ガルズ・アル・ハサネ基金——イランの金融・信用市場における機能評価」『イスラーム経済』第 16 号 (2005 年冬、57-75 頁)]
7. Sa`id Jamshidi (ed.), Bankdari-ye Eslami, Tehran: Entesharat-e Shkuh-e Andishi, 1379. [サイド・ジャムシーディー編『イスラーム銀行』(シュクーヘ・アンディーシー出版、1990 年)]
8. Dr. Ahmad Mojtahed et al. (ed.), Pul va bankdari va nahadha-ye mali, Tehran: Mo'assese-ye puli va banki, 1387. [アフマド・モジュタヘド他編『貨幣、銀行、資産の性格』(中央銀行付属研究所、2008 年)]
9. Seyyed `Abbas Musaviyan, "Tarhi baraye samandehi-ye sanduqha-ye qarz al-hasane," *Eqtesad-e Islami*, No.16, Winter 2005, pp.35-56. [セイエド・アッバース・ムーサヴィヤーン「ガルズ・アル・ハサネの出納規則の設計」『イスラーム経済』第 16 号 (2005 年冬、35-56 頁)]
10. Dr. Iraj Tutunchiyan, Dr. Seyyed `Ali Asghar Hedayati, Hojjat-ol-islam va al-moslemin Hasan Nazari, Dr. Hosein Eyvazlu and Dr. Seyyed Hosein Mir-jalili, "Aya bankdari-ye Iran eslami ast?" *Eqtesad-e Islami*, No.6, Summer 2002, pp.9-23. [Dr.イーラジュ・トゥートゥーンチャーン他「イランの銀行業はイスラーム的か？」『イ

スラーム経済』第6号(2002年夏、9-23頁)】

11. [anon.], “Bankdari dar Iran,” *Majarre-ye Bank-e Markazi-ye Iran*, 1-1, Mehrmah-e 1340, pp.1-9. [匿名「イランの銀行業」『イラン中央銀行』1-1(1961年11/12月、1-9頁)]

(B) 欧米語

1. Parvin Alizadeh, *The Economy of Iran: The Dilemmas of an Islamic State*, London: I.B.Tauris, 2000.
2. Jahangir Amuzegar, *Iran's Economy under the Islamic Republic*, London: I.B.Tauris, 1997.
3. Mohsen Bahmani-Oskooee, “History of the Rial and Foreign Exchange Policy in Iran,” *Iranian Economic Review*, 10-14, Fall 2005, pp.1-20.
4. P. Basseer, “Banking in Iran: i. History of Banking in Iran,” *The Encyclopedia of Iran*, 1989, pp.698-708.
5. P. Clawson and W. Floor, “Banking in Iran: ii. Banking in the Islamic Republic of Iran,” *The Encyclopedia of Iran*, 1989, pp.708-709.
6. Robert Graham, *Iran: The Illusion of Power*, London: Croom Helm, 1978, revised ed., 1979.(初版の邦訳は、宝利尚一他訳『イラン——石油王国の崩壊』柘植書房、1979年。)
7. Dr. Ali Hasanzade, “Study on Challenges facing the I.R.Iran Banking System and Their Implication,” c2008 (Draft).
8. Ebrahim Hosseini-Nasab and Yousef Shabbani Balanchi, “Government Banking and Economic Growth in Iran,” *Iranian Economic Review*, 8-8, Spring 2003, pp.23-46.
9. Zubair Iqbal and Abbas Mirakhor, *Islamic Banking*, Washington, D.C.: International monetary Fund, 1987.
10. —, *An Introduction to Islamic Finance: Theory and Practice*, Singapore: John Wiley and Sons, 2007.
11. Charles Issawi (ed.), *The Economic History of Iran 1800-1914*, Chicago and London: The University of Chicago Press, 1971.
12. Geoffrey Jones, *Banking and Empire in Iran: The History of the British Bank of the Middle East, Vol.1*, Cambridge: Cambridge University Press, 1986.
13. Bijan Latif, “A Comparison of the Operational Aspects in Islamic and Non-Islamic Banking Systems,” *Iranian Economic Review*, 8-8, Spring 2003, pp.47-62.
14. Nezamaddin Makiyan, “Islamic Banking System in Iran: Its Experience in Lending

Operations,” *Iranian Economic Review*, 8-9, Fall 2003, pp.31-43.

15. M. Yeganeh, “Bank-e Markazi-e Iran,” Ehsan Yarshater (ed.), *The Encyclopedia of Iran*, 1989, pp.696-698.

法律集

1. Qovve-ye Qaza'iyeh (ed.), *Majmu'e-ye qavanin*, sal-e 1351, 1358, 1362. [司法府編『法令集』(1973 年、1979 年、1983 年)]

ウェブサイト

1. www.ifsl.org.uk/research (“Islamic Finance 2008,” IFSL Research, January 2008.)
2. www.cbi.ir (Bank-e Markazi-ye Jomhuri-ye Eslami-ye Iran.)